

入試情報の取扱いについて①

■ 令和8年度大学入学者選抜実施要項（令和7年6月3日付文部科学省高等教育局長通知）（抄）

第13 その他注意事項

2 入試情報の取扱い

（1）教科・科目に係る個別テストにおける試験問題やその解答については、学校教育法施行規則第172条の2第1項第4号（令和6年9月30日公布、令和7年4月1日施行）に基づき、当該入試の実施以降に受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考にできるようにするため、次のとおり取り扱う。

① **試験問題については、原則として公表**するものとする。

② **解答又は解答例等及び出題の意図（少なくとも教科・科目に係る個別テストの科目ごと）については、原則として公表**する。

上記のほか、小論文のテーマや口頭試問の内容等についても、積極的に公表することが望ましい。

なお、試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を記述すること等により問題の内容が明らかになるよう努める。

（2）各大学は、入学志願者に対し、大学案内、大学説明会等により、アドミッション・ポリシー、学部等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過去の年度の入学志願者、受験者及び合格者の数、卒業後の進路状況、在学中の修学支援の体制・取組など大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努める。

（3）各大学は、**受験者本人への成績開示**や、選抜区分に応じた受験者数、合格者数、入学者数等の入試情報の積極的開示に努める。また、試験の評価・判定方法についても、可能な限り情報開示に努める。

（4）上記（1）（2）における公表及び（3）における受験者本人への成績開示を含む情報の開示については、情報を入手する者の利便性の向上に十分に努める。

留意点 ✓ 公表を行うこと自体を目的とせず、「受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考にできるように」するという**本来の趣旨・目的が達成される方法での公表・開示**を行っていただきたい。

【情報公開関係（学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和6年9月30日公布、令和7年4月1日施行）に関するQ&Aより】

Q. 公表の方法について、希望者にのみ公表することで良いか。

A. 今回の施行規則改正の趣旨に鑑み、特定の範囲ではなく、ホームページに掲載するなど広く社会に公表することが求められます。

出願時の個人情報の収集について

令和9年度大学入学者選抜実施要項 第13 その他注意事項 3 入試情報の取扱い

(5) 入学志願者の特定や出願資格・要件の確認、各種連絡等のために必要な情報を除き、能力・意欲・適性等の評価・判定に用いない情報を入学志願者に求めないこととするとともに、合格者の氏名や住所、調査書に記載された内容等、各大学が選抜を通じて取得した個人情報については、入学者選抜並びに必要なに応じ入学後の学籍管理、学修指導及び学生支援関係業務に限って利用するものとし、外部への漏洩や目的外の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適正に取り扱う。

- ✓ 出願書類や面接試験等において、受験生の能力・意欲・適性の評価に必要な情報~~を求めないこと~~（健康状態、本籍地、出身地、保護者の職業、尊敬する人物、愛読書等に注意）
- ✓ 入試を通じて取得した個人情報は、入学者選抜や入学後の学籍管理、学生支援等の目的に限定して利用し、適切に管理することが求められる

➤各大学においては、厚生労働省
「公正採用選考特設サイト」
<https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp/>
を参考に改めての見直しをお願いします

就職差別につながるおそれがある 14事項

(a) 本人に責任のない事項の把握

- 本籍・出生地に関する事^(注1)
- 家族に関する事（職業・続柄・健康・病歴・地位・学歴・収入・資産など）
- 住宅状況に関する事（間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など）
- 生活環境・家庭環境などに関する事

(b) 本来自由であるべき事項（思想・信条にかかわること）の把握

- 宗教に関する事
- 支持政党に関する事
- 人生観・生活信条などに関する事
- 尊敬する人物に関する事
- 思想に関する事
- 労働組合（加入状況や活動歴など）、学生運動などの社会運動に関する事
- 購読新聞・雑誌・愛読書などに関する事

(c) 採用選考の方法

- 身元調査など^(注2)の実施
- 本人の適性・能力に関係ない事項を含んだ応募書類の使用
- 合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施^(注3)